

徳島県告示第四百九十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百十七条及び第百十八条の規定により、平成二十九年年度の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場等を次のとおり告示する。

平成二十九年九月四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 募集期間、試験期日及び試験種目

1 男子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験及び適性検査
第三回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験及び適性検査
第三回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験

2 女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	募集期限	試験期日	試験種目
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験及び適性検査
第三回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験
第二回	平成二十九年九月八日（金） 曜日）まで	平成二十九年九月十六日（土） 曜日）又は同月十七日（日） 曜日）のうち指定する日	筆記試験、身体検査、適性検査及び口述試験
第三回	平成二十九年十月十八日（水曜日）まで	平成二十九年九月二十六日（火曜日）から同月二十八日（木曜日）までのうち指定する日	身体検査及び口述試験

備考 筆記試験は、国語（作文を含む。）、数学及び社会につき、中学校卒業程度の

学力について試験するものとする。

二 試験場

1 男子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地 徳島県立穴吹高等学校	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 美馬市穴吹町穴吹字岡三三
第三回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

2 女子の陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生

試験回	名 称	位 置
第二回	海上自衛隊徳島航空基地 徳島県立穴吹高等学校	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八 美馬市穴吹町穴吹字岡三三
第三回	海上自衛隊徳島航空基地	板野郡松茂町住吉字住吉開拓三八

三 応募資格

日本国籍を有し、平成二十九年十二月一日（平成三十年三月又は四月に採用を希望する者にあつては、同年四月一日）現在で十八歳以上二十七歳未満の者で、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）に定める中学校卒業程度以上の学力を有し、かつ、次のいずれにも該当しないもの

- 1 成年被後見人又は被保佐人
- 2 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 3 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 4 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

四 採用予定月

平成二十九年十一月若しくは十二月又は平成三十年三月若しくは四月

五 志願票の受領及び提出先

志願票は、各市町村役場又は自衛隊徳島地方協力本部若しくはその出張所等で受領し、提出すること。